

## 令和3年 第2回農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月25日(木) 9時30分～10時30分
2. 開催場所 門川町役場 本館3階会議室
3. 出席委員 (10人)  
会長 1番 米良 成志  
副会長 10番 金丸 幸子  
委員 2番 津島 伊佐雄 3番 米良 多恵子 4番 安田 元信 5番 黒木 稔  
6番 藤本 寿弘 7番 児玉 道治 8番 川崎 正義 9番 染田 良作
4. 欠席委員 (0人)
5. 欠員議員 (0人)
6. 出席推進委員 農地利用最適化推進委員(5人)  
白木 洋 染田 通明 松本 邦彦 安田 初美 米澤 一夫
7. 議事日程  
報告第 2号 農地の所有権移転及び転用届出の件について  
議案第 4号 農地の所有権移転申請の件について  
議案第 5号 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)の件について
8. 議事の概要

開会 議長

それでは、開会いたします。

今日の出席議員は10名で議事録署名委員は7番委員と8番委員です。宜しく願いいたします。

『報告第2号 農地の所有権移転及び転用届出の件について』を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局長

報告第2号 農地の所有権移転及び転用届出の件について説明いたします。議案書は2頁になります。農地法第5条の規定による届出になります。次のとおり受理したことを報告いたします。記載されていますとおり、申請が1件の所有権移転で、1筆になります。  
場所につきましては、須賀崎3丁目56番、登記簿地目が畑で、現況地目が休耕地の378㎡申請事由が住宅及び駐車場用地となります。3～4頁に地図を掲載しております。  
国道10号線沿いの旭マルキガス門川営業所より入りまして、北東方向の農地となります。

議長

説明が終わりました。

この件につきましては、報告議案でございますので、把握しておいてください。  
次に『議案第4号農地の所有権移転申請の件について』を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第4号 農地の所有権移転申請について説明致します。

議案書の5頁6頁をご覧ください。次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、審議を求めます。

申請件数は1件の14筆になりますが、字上大池が2筆、字中ノ内が2筆、字鳶ノ巣が1筆、字下大池が9筆の合計10,009㎡で、すべてが、無償贈与でございます。

7頁～12頁にかけて、地図を掲載しております。まず7～8頁が字上大池2筆、字下大池が1筆でございます。9頁10頁が下大池5筆でございます。11頁12頁が字中ノ内2筆、鳶ノ巣1筆、字下大池が3筆でございます。

議長

説明が終わりました。この件につきまして推進委員のご意見を伺います。

安田推進委員

農地利用最適化推進委員の安田です。申請番号1番についてご説明いたします。

去る2月17日に農業委員の安田委員、事務局の水永係長と安田主査と、私の4人で現地確認を行いました。

農地の所在につきましては、事務局の説明及び議案書のとおりで、所有権移転の申請となっております。譲渡人と譲受人は親子関係にありますが、譲渡人である父が高齢であること等の理由等により、今回、息子さんに対して生前贈与を行うものです。お二人とも大池地区にお住まいで、当該農地についても、譲受人である息子さんが、引き続き現況と同様の利用を行っていくこととなります。申請内容につきましては事務局にも確認したところですが、農地法3条の各要件を満たしているとのことで、本案件につきましては、特に問題はないと思われま

す。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

推進委員のご意見を伺いました。他の委員のご意見はございませんか。

特に無いようでございますが、賛成の方は挙手願います。 全員賛成です。

次に、『議案第5号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第5号 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)の件について説明いたします。

議案書は、13頁14頁となります。次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。頁は飛びますが、25頁26頁こちらも議案第5号として議案が提案されておりますので併せて説明させていただきます。まず13頁14頁です。全体の申請件数は3件の14筆です。

申請番号1ですが、所有権移転、大字川内字水ナシが1筆、字ニクシが3筆、字元仁田が7筆、字奥野が1筆の合計12筆、6,250㎡です。利用目的は耕作目的でございます。16頁～24頁にかけて図面を添付しております。説明が難しいところなので、各自ご確認ください。

次に25頁26頁をごらん下さい。申請件数2件で、貸借権設定となっております。申請番号2、場所は門川尾末字軍野3178番、地目は田で面積1,001㎡となっております。農業用施設用地であり貸借期間は10年間で借地料は年間10万円となっております。次に、26頁申請番号3、同じく字軍野3179番、地目は田で面積1,008㎡となっております。農業用施設用地で貸借期間は10年間、借地料は年間10万円となります。27～28頁に申請箇所の地図を示しております。城屋敷ハウス団地の北側に申請農地がございます。

議長 説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。

安田推進委員 農地利用最適化推進委員の安田です。申請番号1番についてご説明いたします。  
去る2月17日に黒木農業委員、安田農業委員、事務局の水永係長と私の4人で現地確認を行いました。  
農地の譲渡人、譲受人の所在につきましては、事務局の説明及び議案書のとおりで、所有権移転の申請となっています。譲受人は主に市ノ原方面において養鶏場を営まれている三ヶ瀬地区の認定農業者で、今回の当該農地については水田及び普通畑として活用する予定となっております。  
計画内容につきましては、事務局に確認したところですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとのことでした。  
また、譲受人が地域の重要な担い手であり、これまでも十分な営農の実績があること、加えて、譲渡人からの要望もあったことなどから、本案件につきましては、特に問題はないとのことですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 推進委員のご意見を伺いました。他の委員のご意見ございませんか。  
特に問題はないようですが、賛成の方は挙手願います。 全員賛成です。

次に申請番号2番と3番につきまして、協議を行います。  
推進委員のご意見を伺います。

白木推進委員 農地利用最適化推進委員の白木です。申請番号2番、3番について説明いたします。  
去る2月17日に児玉委員、事務局の水永係長と私の3人で現地確認を行いました。  
農地の貸付人、借受人の所在につきましては、事務局の説明及び議案書のとおりで、10年間の賃貸借権の設定となっています。借受人はスイートピー栽培を中心にハウス園芸をされている城屋敷地区の認定農業者で、ハウスの施設用地として活用する計画となっています。  
なお、当該農地については借受人の父が以前より賃貸借権の設定を行っていたもので、今回の計画において、その賃貸借を実質の経営者である息子さんの名義で、改めて、継続、期間の延長を設定するものであります。  
借受人が地域の重要な担い手であり、これまでも十分な実績があることなどから、本案件につきましても、特に問題はないと思われまます。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。他の委員のご意見はございませんか。特に問題はないと思いますが、申請番号2番、3番につきまして、併せて賛成の方は挙手願います。全員賛成です。  
以上を持ちまして、令和3年第2回農業委員会定例総会を閉会します。

令和3年2月25日

議事録署名人

7番委員

児玉道治

8番委員

川崎正義